平成２３年（再イ）第３号
新潟県見附市本所２丁目１番１号　川崎アパート３号
再生債務者　山内　良信
1　決議に付する再生計画案　平成23年５月６日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年５月19日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年５月30日まで
平成23年５月９日
新潟地方裁判所長岡支部再生係

小規模個人再生による変更再生計画案を書面決議に付する決定

平成２０年（再イ）第１号
大阪府岸和田市八幡町15番15号
再生債務者　村田ボタンこと　村田　満博
1　決議に付する変更再生計画案　平成23年４月11日付け変更再生計画案
2　変更再生計画案に対する回答期間　平成23年５月30日まで
平成23年５月２日
大阪地方裁判所岸和田支部

小規模個人再生による再生計画認可

平成２２年（再イ）第４２２号
愛知県知多郡東浦町大字藤江字口蔵35番地
再生債務者　碓井　正浩
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年３月15日付け再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年４月26日
名古屋地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２２年（再イ）第１８３１号
埼玉県川口市大字安行原1857―15
再生債務者　金石　　優
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成23年５月２日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再イ）第７８号
熊本市龍田町弓削752番地６
再生債務者　神志那元紀
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成23年５月６日
熊本地方裁判所民事第１部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再ロ）第１００２８号
東京都練馬区南田中２―23―23―402
再生債務者　河根　　宏
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年５月30日まで
4　一般異議申述期間　平成23年６月13日から平成23年７月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第１０１５８号
千葉県野田市七光台442―70
再生債務者　佐藤　治昌
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年４月21日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年５月20日まで
平成23年４月28日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第４号
熊本県水俣市桜ケ丘３番27号
再生債務者　宮本謙一郎
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年４月12日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年６月３日まで
平成23年５月６日　熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（再ロ）第３７号
京都府宇治市広野町尖山４番地の946
再生債務者　神田　　覚
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年４月12日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年６月６日まで
平成23年５月６日
京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第１０１３０号
東京都世田谷区三軒茶屋２―49―６―409
再生債務者　石塚　　亨
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年３月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月２日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第１０１２５号
東京都大田区中馬込３―11―27
再生債務者　金子　周二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年４月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年４月28日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第２号
名古屋市西区香香町４―85第２セントラルヴィレッジ303号、開始決定時の住所愛知県一宮市大和町馬引字乾出14番地２サニーハイツ21・102号
再生債務者　杉山　　敦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年４月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月６日
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（再ロ）第３９号
横浜市西区花咲町４丁目104番地１　ヴィルヌーブ横浜・紅葉坂―903号
再生債務者　吉田　淳子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年５月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月６日
横浜地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２２年（再ロ）第１０１５２号
神奈川県川崎市幸区堀川町72―21―Ｌ―1101
再生債務者　秋田二三人
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条２号に定める事由がある。
平成23年４月28日
東京地方裁判所民事第20部

会社公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十三年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十三年五月十三日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲・乙ともに）
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年三月十八日
掲載頁　一一六頁（号外第五十四号）
平成二十三年五月十六日
東京都目黒区柿の木坂二丁目二二番一九号
（甲）株式会社エイトコーポレーション
代表取締役　原　　辰徳
東京都目黒区柿の木坂二丁目二二番一九号
（乙）株式会社ミルキーウェイ
代表取締役　原　　明子

合併公告

継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併は、甲乙おおよび南明興産株式会社（本店所在地東京都港区芝浦四丁目九番二五号）との間で締結した吸収分割契約が効力発生しない場合には、その効力を失います。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年六月二十九日
掲載頁　一六二頁（号外第一三六号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年六月二十九日
掲載頁　一二三頁（号外第一三六号）
平成二十三年五月十六日
東京都港区三田三丁目一三番一六号
（甲）株式会社テプコーユ
代表取締役　柳橋　　威
東京都港区西新橋一丁目一四番二号
（乙）株式会社テプスター
代表取締役　西廣　泰輝